長野県長野市（戸隠牧場・歩道分岐点）から同市（随神門・歩道合流点）まで
長野県長野市（戸隠奥社入口）から同市（戸隠奥社）まで
長野県長野市（戸隠集団施設地区）から同市（随神門・歩道合流点）まで
長野県長野市（戸隠集団施設地区）から同市（瑪瑙山・歩道合流点）まで
長野県長野市（紅葉橋）から同市（荒倉キャンプ場・国立公園境界）まで
長野県北安曇郡小谷村（小谷温泉集団施設地区）から同村（雨飾山）まで
長野県北安曇郡小谷村（小谷温泉・歩道合流点）から同村（金山・歩道合流点）まで
長野県北安曇郡小谷村（小谷温泉集団施設地区）から同村（大渚山・国立公園境界）まで
長野県北安曇郡小谷村（天狗原山・歩道分岐点）から同村（奥西山・国立公園境界）まで
長野県上水内郡信濃町（黒姫山・車道分岐点）から同町（黒姫高原・国立公園境界）まで
長野県上水内郡信濃町（黒姫山・歩道分岐点）から同町（大ダルミ下・歩道合流点）まで
長野県上水内郡信濃町（柏原・国立公園境界）から同町（大ダルミ・歩道合流点）まで
長野県上水内郡飯綱町（霊仙寺・国立公園境界）から同県長野市（戸隠集団施設地区）まで

六　運輸施設

種類	位置又は区間
索道運送施設	新潟県妙高市（田切）から同市（関山）まで
索道運送施設	新潟県妙高市（杉野沢・国立公園境界）から同市（赤倉山南麓）まで
索道運送施設	長野県上水内郡信濃町（国立公園境界）から同町（黒姫山東麓）まで
係留施設	長野県上水内郡信濃町（野尻湖）

七　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、妙高戸隠連山国立公園の区域内に特別地域を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地域の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日

環境大臣　望月　義夫

一　区域

新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署八九林班、九〇林班、九三林班及び九九林班の全部並びに九七林班及び九八林班の各一部
新潟県糸魚川市大字大平、大字梶山及び大字中川原新田の各一部
新潟県妙高市内国有林上越森林管理署一一林班、一三林班から二三林班まで及び二五林班から六五林班までの全部並びに一二林班、六六林班及び六七林班の各一部
新潟県妙高市大字赤倉、大字毛祝坂、大字坂口新田、大字杉野沢、大字関川、大字関山、大字田口及び大字二俣の各一部
長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇〇一林班から一〇〇三林班まで、一〇二五林班から一〇三二林班まで、一〇四一林班から一〇五〇林班まで、一〇五六林班から一〇五九林班まで及び一〇六四林班から一〇六六林班までの全部並びに一〇三四林班、一〇三五林班、一〇四〇林班及び一〇五一林班から一〇五五林班までの各一部
長野県長野市内国有林上越森林管理署六六林班及び六七林班の各一部
長野県長野市大字上ヶ屋、大字北郷、大字鬼無里、大字戸隠、大字戸隠栃原、大字戸隠豊岡、大字富田及び大字中曽根の各一部
長野県北安曇郡小谷村内国有林中信森林管理署六〇七林班から六一三林班までの全部並びに六〇二林班及び六〇三林班の各一部
長野県北安曇郡小谷村大字中土の一部
長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇〇二林班から一〇〇八林班まで、一〇二四林班及び一〇八〇林班の全部並びに一〇〇九林班、一〇一一林班、一〇一二林班、一〇一四林班、一〇一五林班、一〇一八林班、一〇二一林班から一〇二三林班まで及び一〇三三林班から一〇三八林班までの各一部
長野県上水内郡信濃町野尻湖の全部並びに大字富濃、大字野尻及び大字古海の各一部
長野県上水内郡飯綱町内国有林北信森林管理署一〇三八林班から一〇四〇林班までの各一部
長野県上水内郡飯綱町大字川上の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項第十七号の規定に基づき、妙高戸隠連山国立公園の特別地域内において車馬若しくは動力船を着陸させることを規制する区域を指定し、次のとおり公示する。なお、平成十四年八月環境省告示第五十一号（国立公園に関する件）は廃止する。

この区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日

環境大臣　望月　義夫

一　名称及び区域	
名称	区域
笹ヶ峰	新潟県妙高市内国有林上越森林管理署三五林班、四〇林班及び四三林班の全部並びに三一林班、三四林班、三六林班から三九林班まで、四一林班、四二林班、四四林班及び四九林班の各一部 新潟県妙高市大字杉野沢の一部 （以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。）

○環境省告示第四十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、妙高戸隠連山国立公園の特別地域内に特別保護地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日

環境大臣　望月　義夫

一　区域

新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署九〇林班、九三林班及び九七林班の各一部
新潟県妙高市内国有林上越森林管理署一一林班、一三林班、一四林班、一六林班、二六林班、三六林班、三七林班、三九林班、四一林班、四二林班、四四林班、四七林班から四九林班まで、六三林班及び六七林班の各一部
長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇二七林班、一〇二八林班及び一〇四六林班から一〇五九林班までの各一部
長野県長野市内国有林上越森林管理署六七林班の一部
長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇八〇林班の全部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、妙高戸隠連山国立公園の区域内に次に掲げる集団施設地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この集団施設地区地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十七日

環境大臣　望月　義夫